

皆様の日頃の業務に ぜひ法テラスをお役立てください

1 法テラスは法律に基づいて設立された法人です。

法テラスは、正式名称を「日本司法支援センター」とい
い、総合法律支援法（2004年6月公布）に基づき、政府
全額出資で設立された公的な法人です。

2 これまで受け付けた法律相談は213万件以上です。
（平成26年度中時点）

全国の都道府県111か所に事務所を設け、一定の収
入・資産以下の経済的に余裕のない方を対象とした無料
法律相談をおこなっています。

3 司法ソーシャルワークを推進しています。

これまで法的な援助を求めることが難しかった意思の疎
通が困難な方や、法的問題に気付いていない方などに積
極的に働きかけ、法律問題を含めたさまざまな問題の総
合的な解決に向けて取り組めます。

詳しくは、下記までご連絡ください。



☎ 050-****-****

〒****-****

法テラス × 福祉機関

～ ご存じですか？ 司法ソーシャルワーク ～

- 虐待の疑いがある
- 借金があるよう心配
- 消費者被害に遭っている

皆様が支援しておられる方の中に
法的な問題を抱えている方はいらっしゃいませんか。

法テラスが解決のお手伝いをできるかもしれません。

私たちは福祉機関の皆様との連携のために
さまざまな取り組みをおこなっています。

まずは法テラスへお問い合わせください。



※こんなご希望はありませんか？

※下記の業務メニューは地域によって異なる場合があります。

1 電話などで簡単なアドバイスがほしい

法制度 相談窓口などの情報を提供します

法的な問題かわからないことでも、法テラスの職員がお電話や面談でお話をお伺いし、債務整理の方法や成年後見の手続などの、一般的な法制度や適切な相談窓口をご案内します。

2 高齢者の入院先等で出張法律相談を実施してほしい

経済的に余裕がない方への出張法律相談を無料で行います

①65歳以上の高齢者 ②心身に重度または中度の障がいがある方 ③やむを得ない事情により相談場所に行くことが困難な方のいずれかに該当し、**経済的に余裕がない場合**には、弁護士・司法書士による出張法律相談を無料でご利用いただくことができます。

NEW

認知機能が十分でない方への出張法律相談（平成30年●月～）

認知機能が十分でないため、法的問題を抱えているのに行動できないと思われる方に対して、支援者の方から法テラスにご連絡をいただくことによって、弁護士や司法書士が支援者の皆様と連携して無料で(*)出張法律相談を実施します。

* 一定額以上の収入や預貯金をお持ちの方は、相談料5,400円をご負担いただく場合があります。

3 福祉事務所 地域包括支援センター 等で法律相談を実施してほしい

福祉事務所等で無料法律相談を行う体制作りをお手伝いします

福祉事務所等の施設で、経済的に余裕のない方を対象とした無料法律相談を定期的に実施することができます。たとえば、福祉事務所に手続きに来られる方が、あらかじめ法律相談の予約もしておくことで、そのまま無料法律相談も利用いただくということも考えられます。詳細については法テラスにお問い合わせください。

4 本人に代わって法律相談を受けたい

代理による無料法律相談の予約や相談もできます

経済的に余裕がなく、直接予約することが難しい高齢者等に代わって、福祉機関職員の方が代理で無料法律相談の予約をすることもできます。また、特別なご事情がある場合には、福祉機関職員の方が代理で相談することもできます。代理相談に必要な手続等については法テラスにお問い合わせください。

5 利用者が弁護士・司法書士に依頼したい

弁護士・司法書士費用を立て替えます

経済的に余裕のない方が訴訟などをする場合に、法テラスが弁護士・司法書士費用を立て替えることができます。争いの相手から金銭等を回収することができた場合を除き、立替えた費用は分割で返済することができます（無利子）。

※ 生活保護を受給している等の事情がある場合には、返済を猶予・免除にできることがあります。

6 法テラスの利用方法や業務内容を説明してほしい

業務説明会に伺います

法テラスの職員が訪問して、法テラスの無料法律相談や弁護士・司法書士費用の立替制度などの利用方法をはじめとする業務内容をご説明いたします。小規模な勉強会や集合研修の1コマにもお伺いいたします。

7 弁護士等による法律講座を実施してほしい

弁護士等による法律講座を行います

弁護士等が、債務整理の方法や、相続問題にかかわる注意点、成年後見の申立てが必要になるケースなど、福祉機関職員の方の業務に身近な法律問題について、具体的な事例を交えた法律講座を行います。

* 法テラスが実施する無料法律相談、弁護士・司法書士費用の立替制度等の各種事業は、弁護士会・司法書士会と連携して実施するものです。